

住民課からのお知らせ

## 国保財政の健全化に向けて（21）

### 医療費傾向その2

27年度は加入者が減っているにもかかわらず、医療費・件数ともに前年度より増加しました。1人当たり医療費も大きく増えたこととなります。

一体どういう医療費が増えたか見てみると（表1）、65歳未満の若年層では月に200万円以上の高額な医療が多発し、65歳以上の高齢層では件数の増加が顕著です。若年層の高額案件の内容を見ると、外科手術や肝炎新薬によるものが増加し、その増加分はほぼ年間医療費の増加分と等しくなっています。高齢層の件数増は、加入者数増加に伴うものと考えるのが自然です。

表2を見ると、65歳未満では入院が増・外来が減、65歳以上では逆に入院が減、外来が増となっており、上記の内容を裏付けています。

いずれにしても突発的なものや高齢化など、個人的な健康管理の範囲を超える、やむを得ない、必然的な事情によって医療費が増加したと思われます。

表1：医療費傾向の比較

	65歳未満		65～74歳	
	26年度	27年度	26年度	27年度
年平均加入者数	3,497人	3,222人	2,759人	2,802人
年間総医療件数 ※1	30,885件	30,129件	42,389件	43,885件
年間医療費 ※2	8億9109万円	9億5754万円	12億8570万円	13億3016万円
うち200万円以上/月	5件	25件	28件	31件
医療費	1,551万円	7,825万円	8,121万円	8,439万円

※1 医療件数：レセプト（医療費の請求明細）枚数 ※2 医療費：医療費の10割分の値（療養費は除く）

表2：入院・外来の比較

		件数		日数		医療費（百万円）	
		26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
入院	65歳未満	888	896	18,993	19,099	372	446
	65～74歳	1,076	1,063	18,613	17,304	539	529
外来	65歳未満	19,272	18,588	31,603	29,912	341	328
	65～74歳	29,009	30,115	45,710	46,484	532	554

### 特定健診は受診されましたか？

7月末で集団の特定健診の日程がすべて終了しました。受診者数は前年度より64人増え、993人の方に受診していただきました。皆さまの健康づくり、ひいては国保医療費の適正化にまた一歩近づくことができたかと存じます。

以前から申し上げているとおり、医療費適正化への最も簡単で最初に行うべき取り組みは、健診を受けていただくことです。

そこで10月末より、特定健診をまだ受けられていない方に、個別健診を受診していただけないか電話でお願いをすることとなりました。受診できていない理由や、病院への通院状況などをお聞きしますが、医療費の払い戻しや銀行口座に関する内容をお尋ねすることは決してありませんので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

福祉課からのお知らせ

## 災害時要援護者台帳登録制度

災害時に援助が必要な方を事前に把握し、いざという時の円滑な支援に役立てるための「災害時要援護者台帳」を作成しています。



### ○対象者

- ・ 高齢者のみの世帯
- ・ 重度の障がい者手帳の交付を受けている方
- ・ 要介護3以上の認定を受けている方 など

台帳に登録を希望される方は、役場福祉課 援護者台帳係までお問い合わせください。

### ◇お問い合わせ先◇

串本町役場 福祉課 和深総合センター TEL 0735-67-0174  
串本町役場 福祉課 TEL 0735-62-0562

和歌山県庁からのお知らせ

### 不幸な猫をなくす

## 「和歌山県動物愛護管理条例」一部改正

不適な餌やりや野良猫への無秩序な餌やりなどにより、生活環境に支障が生じたり、過大な繁殖で多くの猫が殺処分されています。人と猫が共生できる社会をめざし、条例を一部改正しました。

### ○飼い主への対策

飼い主の責任を強化  
（遵守事項の一部を義務化）

#### 【義務】

- ①所有明示（氏名・連絡先などを記した首輪や名札、またはマイクロチップなどの装着）
- ②フンの適正な処理

#### 【努力義務】

屋内飼養



### ○野良猫への対策

#### ①地域猫対策

- ・ 地域猫対策の認定制度を創設
- ・ 不妊・去勢手術費などの助成※

#### ②餌やりをルール化（遵守事項）

- ・ 周辺に住む人への説明に努める
- ・ 生殖できない野良猫に時間を決めて行う
- ・ 餌やり後は速やかに片付ける
- ・ 猫のトイレを設置して適正に処理する

#### ③殺処分から譲渡へ

- ・ 県動物愛護センターでの譲渡数を増やす※
- ※は平成28年度から、その他は平成29年度からの取り組み

### ○罰則の追加

- ・ 飼い主の遵守事項の違反
- ・ 野良猫への給餌者の遵守事項の違反

◇お問い合わせ先◇ 和歌山県庁 食品・生活衛生課 TEL 073-441-2630